

平成26年10月31日

○事務局

では、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は、子ども家庭支援センター長の笠井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

会の前に一つお願いがございます。この協議会は会議録を公開しております。その関係で、発言を録音させていただいておりますので、ご了承をよろしくお願いいたします。また、どなたの発言かわかるように、発言される前にお名前をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりましたので、ただいまから小金井市子ども家庭支援センター運営協議会を開催いたします。第VI期第1回の運営協議会でございますので、会長が決まるまでの間、子ども家庭部子育て支援課長が、協議会の進行を務めさせていただきます。

では、課長、よろしくお願いいたします。先立ちまして、ご挨拶のほうもよろしくお願いいたします。

○事務局

私、子育て支援課長、高橋と申します。会長が決まるまでの間、協議会の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本来、市長より委嘱状の交付を行わせていただくところでございますが、部長、それから市長ともに、同じ会議に出席している関係により、こちらに参ることができません。机の上に委嘱状を置かせていただいておりますので、これをもって交付にかえさせていただきます。お名前等、間違いがないか、ご確認をお願いいたします。任期については、本日より2年間となります。

これから、子ども家庭支援センター運営協議会委員として、さまざまご意見をいただきたく、よろしくお願いいたします。では、ここから座らせていただきます。

さて、この協議会は平成15年から設置しております。今回、第VI期目となります。新しい構成の中で、第V期から引き続きお引き受けいただく方と、新たにこの協議会に参加していただいている方を含め、10名で構成しております。

なお、本日は昨年、設立しました児童発達支援センター「きらり」から、新たに中村悠子委員を選出いただきましたが、行事と重なっている関係で欠席となっております。また、けさ、児童相談所の谷津所長から、緊急対応ということで欠席の連絡が入っており

ます。ご了承ください。

子ども家庭支援センターは、子どもと、その家庭に関するあらゆる相談に応じるとあります。また、これと同時に、地域の子育て活動を推進したり、ネットワークをつくったりと、市民と直接、対する面もあれば、関係機関をつなぐ役割も果たしております。本センターは、協議会から多くのご意見をいただきながら、運営をしてきております。今後も皆様には、センターのさまざまな役割をご理解いただき、運営についてのご意見をいただければと思います。

回数については、年2回を予定しております。時期的には毎年5月と10月に開催し、事業実績や計画の報告等をする中で、皆様からご意見をいただきながら、子ども家庭支援センターのよりよい運営に生かしていきたいと思っておりますので、ご協力のほどをお願いいたします。

それでは、初めての運営協議会でございますので、委員の皆様方にご自身の選出母体などを含め、一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思っておりますが、その前に、資料といたしまして、子ども家庭支援センター運営協議会名簿を作成してお配りしております。氏名など間違いがないか、ご確認をお願いします。

自己紹介の順につきましては、五十音順にご着席いただいております。恐れ入りますが、この順番でお願いしたいと思います。

それでは初めに、黒木委員よりお願いいたします。

○黒木委員 皆さん、おはようございます。P連から参りました。今、南小学校のPTA会長をさせていただいています。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局 では、古源委員、お願いいたします。

○古源委員 皆様、おはようございます。私は、民生委員・児童委員協議会から参りました。今回で2期目になります。私自身は主任児童委員をしておりまして、民生委員の中で特に児童に特化した活動をしております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局 よろしくをお願いいたします。では、壽原委員、お願いします。

○壽原委員 壽原重熙と申します。2期目になります。市民公募で、前回からこの運営協議会の委員を務めております。名簿を見てわかりますように、男性1人で、あと年代的にも、もう孫が、現実にはいないんですけれども、いても不思議のない年ということで、そういう立場みたいなことで、皆さんとまたちょっと違う角度で意見を言えればと思います。また、たまたま仕事では、10年ほど前まで児童福祉関係の仕事をしていたということで、

その辺の経験も生かして、意見を言いたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○事務局 よろしくお願いいたします。

○高木委員 高木です。センター利用者として公募して、前回から2期目になります。前回までの会議では勉強させていただくばかりで、なかなか意見を出せなかったりしたんですけれども、今期も頑張らせていただくので、よろしくお願いいたします。

○野崎委員 小金井市子ども会育成連合会の役員をしております野崎と申します。2期目でございます。よろしくお願いいたします。

○馬場委員 東京学芸大学で教員をしております馬場と申します。私は、研究領域としては児童福祉やスクールソーシャルワークをさせていただいています。センターのお向かいなので、大学としても小金井市でいろいろ、学生がお世話になったり、教員もいろいろお世話になっています。今回、このような役につかせていただいて、なお一層、センターの皆さん、それから小金井市の皆さんと意見交換などしながら、一緒に考えさせていただけたらなと思っています。よろしくお願いいたします。

○森委員 おはようございます。森修子と申します。2期目です。私は福祉施設、それから保育園を仕事としてきまして、定年を迎えて、市民の立場でこの会に出させてもらうこととなりました。この2年間にも孫がどんどん増えて、今、4人にもなって、ますます子どもを取り巻く小金井市のまちの状況を身近に感じるようになりました。何かお力になればと思って、参加いたしました。よろしくお願いいたします。

○諸澤委員 センター利用者として今回初めて応募しました諸澤恭子と申します。私は3歳の年少の娘がおりまして、今までも何度もこの家庭支援センターという、スタッフの方とか、場所そのものに支えられてきました。今回応募するに当たっては、子どもにとって、母親にとって、父親にとって、支えとなる場であり続けてほしいと思ひまして、何かお役に立てればと思って、応募しました。どういう感じで会議が進んでいくのか、よくわからないんですけども、勉強しながら参加させていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○事務局 どうもありがとうございました。このメンバーで、2年間、協議会を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

改めまして、子育て支援課長の高橋と申します。子育て支援課というのは、2つに分かれておりまして、子ども家庭支援センターに職員がおりますのと、市役所第二庁舎3

階に手当助成係、子育て支援係とともに事務員がおります。その中の一部として、子ども家庭支援センターを所管しているところです。

では、職員について自己紹介いたします。

○事務局 先ほどもご挨拶させていただきました。今年の4月から、子ども家庭支援センター長を務めさせていただいています笠井綾子と申します。今までは、健康課というところで、保健師として母子保健事業に携わってきた人間です。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 子ども家庭支援センターゆりかごとファミリー・サポート・センターのマネジャーをこの4月から務めさせていただいております松藤早由美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 小金井市ファミリー・サポート・センターのアドバイザーをしております榎本香と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 子育て支援課の子育て支援係長をしております後藤と申します。よろしくお願いいたします。所掌としては主に今、世間で騒がれています平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度の新たな計画の策定とか、あと文書ですとか課の庶務いうのを私どものほうで所掌させていただいております。なかなか直接的にセンターとかかわる、皆さんとかかわることはないかと思うんですけども、子育て支援係の係長として、センターにどういうふうにかかわっていけるかということを協議会の皆様のご意見を賜りながら考えていきたいと思っておりますので、ぜひともご意見のほう、よろしくお願いいたします。

○事務局 おはようございます。私は、子ども家庭支援センターでケースワーカーしています鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 以上のメンバーで、協議会の担当をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより次第に沿って進めてまいります。当協議会は、本日が初回であるため、会長、副会長が決まっておりません。会長、副会長の選出につきましては、小金井市子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱第5条第1項の規定により、委員の互選によるとされております。

したがって、ただいまから小金井市子ども家庭支援センター運営協議会会長の互選を行います。会長の選出方法につきましては、特段ご異議がないようございましたら、指名推薦としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 ご異議がないようでございます。そのように決定させていただきます。
どなたかご推薦いただけますでしょうか。古源委員。

○古源委員 前期なんですけれども、有識者の先生に引き受けていただきまして、会の進行がとてもスムーズだったように思っております。今回も学芸大学の馬場先生をお願いしてはいいかがかと思えます。馬場先生を推薦したいと思えます。

○事務局 ただいま、会長に馬場委員を推薦したいと発言がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 では、ご異議なしと認めます。

それでは、馬場委員に会長をお願いすることに決定いたしました。

ただいま会長が決まりましたので、私の職務は終了いたします。以後の会議の進行は会長のもとで進むこととなります。ご協力ありがとうございました。

若干、休憩いたします。

(暫時休憩)

○馬場会長 それでは再開させていただきます。

ただいま会長に推薦されました馬場です。なれない役で緊張しておりますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、副会長の選出を行いたいと思えます。これも互選という方法で行いますけれども、先ほどと同様に指名推薦でお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

○森委員 主任児童委員さんをやられていまして、前回の流れもよくご承知の古源委員を推薦いたします。会長さんを十分にサポートできるのではないかなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○馬場会長 今、古源委員を推薦の声がありましたけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ご異議がないようでございますので、そのように決定させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、古源さんをお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○馬場会長 では、異議なしと認めさせていただき、古源委員に副会長をお願いするということで、決定させていただきます。

それでは、一言、副会長さんからご挨拶をお願いいたします。

○古源副会長 先ほども自己紹介しましたように、主任児童委員を小金井市で引き受けさせていただいております。その中で、子ども家庭支援センターにかかわる部分がたくさんありまして、いろいろな面にわたって激務をこなされているセンターのほうを何らかの形でサポートしていけたらと思っております。

馬場先生のお力になれるかどうかかわからないんですけども、皆さんと一緒にこのセンターのよりよい運営のために、いろいろな意見を出していきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○馬場会長 それでは、議事に入ります。資料が既に皆さんのお手元に配付されていますので、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○事務局 センター長の笠井です。それでは最初に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思えます。

事前に資料を送らせていただいているんですけども、もし、お手元にない方がいらっしゃいましたら、用意がありますので、申し出てください。

まず、次第が1枚。席次と委員名簿が表裏になっているものが置いてあるかと思えます。その後、資料1から6までのものが、クリップどめでお渡しさせていただいておりますもので、大変申しわけないんですけども、資料3のほうを先ほど配らせていただいております。差しかえのほうをお願いできたらと思えます。

あと、こちらの資料以外に、添付資料といたしまして、「のびゆく子どもプラン小金井（次世代育成支援後期行動計画）」の概要版が1部。あと、「支援の輪をつくり子どもを虐待から守りましょう」というパンフレットが1つ。「子ども虐待防止のための発見・対応マニュアル」の写しになっております。今年度、改訂を予定しておりまして、部数が少ないので、コピーしたものを置かせていただいております。あと、子ども家庭支援センターのリーフレットが1枚。育児支援ヘルパーのリーフレットが1枚。子どもショートステイのリーフレットが1枚。あと「のびのびこがねいっ子」という冊子になっておりますものが一つ。ファミリー・サポート・センターのリーフレットでございますが、お手元のほう大丈夫でしょうか。

すみません。「のびゆく子どもプラン小金井」のほうも、本来、本物をお配りしていたようなんですが、こちらも今、改訂作業中にして、概要版のみをお配りさせていただいておりますので、ご了承ください。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料の説明をさせていただきましたので、子ども家庭支援センターの業務について、ご説明をさせていただきます。すみません、座ったままで、説明させていただきます。

それでは、資料1をごらんください。

まず最初に、子ども家庭支援センターの条例についてです。子ども家庭支援センターは、この条例に基づいて設置してございます。

設置目的としましては、「地域の子育て家庭を支援し、もって子どもとその家族が安心して健康に生活することができる地域づくりを目指すため、小金井市子ども家庭支援センターを設置する」とございます。

事業としましては、第3条にございます。1番、子どもと家庭の支援に係る総合的な相談に関すること。2番、親と子が安心して過ごせる場の提供及び交流に関すること。3番、子どもと家庭の支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。4番、地域の子育てグループ等の活動支援及び子育てボランティアの育成等に関すること。5番、子育てについての情報の提供に関すること。6番、児童虐待の防止に関すること。7番、前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業を実施するとあります。

あと休館日ですが、こちら第4条のほうに載っております、日曜日と祝日、年末年始となっております。子ども家庭支援センターには、遊びのひろばがございまして、その広場を「ゆりかご」の名称で呼んでおります。ゆりかごのほうは土曜日に開所しておりますので、ゆりかごは日曜日と月曜日にお休みにしております。ただ、子ども家庭支援センターとしては、月曜から土曜まで実施しております。

利用対象者ですけれども、市内に居住する18歳未満の児童と保護者となっておりますが、遊びのひろばの利用につきましては、6歳までの未就学の児童とその保護者という形になってございます。

続きまして、資料2についてご説明させていただきます。

こちらは、子ども家庭支援センター運営協議会設置要綱でございます。当運営協議会につきましては、こちらの要綱で設置されております。

目的ですが、小金井市子ども家庭支援センターの活動に市民の意思を反映させるとともに、運営を円滑に行うため、小金井市子ども家庭支援センター運営協議会を設置すると、第1条にございます。

協議会の所掌事項としましては、第2条「協議会は、支援センターの基本的な運営及

び活動に関する事項について検討し、市長に対し必要な意見を述べるものとする」となっております。

構成につきましては、第3条にあるとおりでございます。

任期は2年とし、2期に限り再任することができることとなっております。

会長が、この会を代表いたします。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理することになっております。

この協議会の招集は、会長がいたしまして、委員の過半数の出席で、成立することとなっております。お願いいたします。

続きまして、資料3をごらんください。こちらは、小金井市における子ども家庭支援センターの概要を簡単に図でまとめたものでございます。

まず、子ども家庭支援センターを所管するのが、子ども家庭部子育て支援課子育て支援係となりまして、この一番外枠が、それを示しております。その中に、子育て支援課子育て支援係とは別に、子ども家庭支援センターが設置されております。子ども家庭支援センターは、センター長が1名おりまして、直営業務の部分を担当する市役所職員が、非常勤職員等を含め6名となっております。委託業務部分とありますのは、社会福祉法人雲柱社さんに業務委託をしておりまして、冒頭、自己紹介もありましたマネージャーが1名、あと職員が非常勤職員等を含めまして3名、ファミリー・サポート・センター担当の職員は3名の配置となっております。

市直営部分の業務に関しましては、主な業務は相談事業となっております。虐待対応や養育困難家庭のケースマネジメント。また、要保護児童対策地域協議会といった協議会の調整機関となっております。その関係上、ケース検討会議を主催させていただいて、関係機関との連携を図っております。

委託部分につきましては、主な業務としまして、ひろば事業、育児教室、講座の開催など、知識の提供や情報提供を行ったり、地域組織化活動等も行ったりしております。また、ファミリー・サポート・センターも委託業務の中で運営されておりますので、マネージャーの松藤が、ひろばとともに統括管理をしております。

業務につきましては、細かくは後でご説明させていただきます。

資料3の裏面をごらんください。こちらは関係機関との連携図が載っております。子育て支援ネットワークです。

子ども家庭支援センターは、さまざまなお子様のご相談をお受けするために、各関係

機関と連携をしながら対応しておりまして、そちらの関係機関がこちらに載っております。子ども家庭支援センターの右側に、児童相談所として、枠の中から少し出ている感じになるんですけれども、児童相談所とは連携・協力の関係を持っておりまして、日常的に連絡を取り合って、さまざまなことを相談しております。

その下に、子どもと家庭を中心として関係機関が取り巻いているというような図になってございます。大きな輪で、子どもと家庭を支援するというネットワークを築いております。母子自立支援員や、警察、学校関係、保育園や学童、児童館、市役所の自立生活支援課という名称の障害の支援などを行う課なども、この連携の輪の中に入っております。また、医師会や歯科医師会、保健所などの保健機関等も入っておりますし、民生委員さんや児童委員さん、幼稚園のほうも、このネットワークの中に入っております。

では、資料4のほうに入らせていただきます。こちらは、平成25年度の子ども家庭支援センターの事業報告です。前回の5月のときにも報告させていただきまして、そちらと同じ資料でございます。事業のご説明ということで、こちらを利用させていただきます。後で、26年度の事業報告もありますので、細かい数などは後のほうでご報告させていただきます。

1番、子ども家庭総合ケースマネジメント事業です。総合相談件数の年次推移があげられております。子ども家庭支援センターで扱う相談はさまざまですが、大まかに、この区分というところにあるように、相談を分けて受けさせていただいております。一般的な育児の相談は育成相談というところで、お受けしています。虐待等を疑う相談は、この養護相談の児童虐待相談という形になっております。後でまた、そちら詳しくご説明していきます。

資料4の2ページ目に進ませていただきます。そちらが、育児不安親支援事業（ひだまり）というふうに書いてありますが、こちらに関してましては、育児不安や育児困難を抱える親御さんを対象に実施している支援となります。

3ページ目のほうに進みます。子ども家庭在宅サービスの提供・調整という事業でありまして、育児支援ヘルパー事業と子どもショートステイ事業をあげております。育児支援ヘルパー事業につきましては、産後2カ月以内の産婦さんを対象に実施されております。子どもショートステイ事業は、三鷹市にあります朝陽学園さんという児童養護施設に業務委託をさせていただいて、実施しております。こちらは、両方ともリーフレッ

トをお手元に配らせていただいておりますので、また、ごらんいただければと思います。

4ページ目に入らせていただきます。こちらは要支援家庭サポート事業といえます。見守りサポート事業は、児童相談所から依頼を受けて、子ども家庭支援センターで見守りを実施するといった事業になっております。その下、養育支援訪問事業でございます。こちらは、直営部門にいますケースワーカーの訪問と養育支援ヘルパー派遣事業と2つの側面があります。虐待の未然防止や養育困難な家庭が対象となっております。

続きまして、在宅サービス基盤整備事業になりますが、こちらは養育家庭制度の普及活動という形で実施しております。

次のページでございます。地域組織化事業です。主にゆりかごで実施しております。1番のボランティアの実施ですが、こちらは、ひろば事業のボランティアを募集したり、学生ボランティアさんの受け入れをしているといった数字が載っております。実績は、見ていただければと思います。親子ひろばの利用人数です。こちらは26年度上半期を出していますので、そちらでご紹介していきます。

3番の子育て支援活動でございます。一番左側にひろば事業と書かれておりますが、こちらにつきましては平成26年度の計画で、実施に変更がございますので、後で26年度計画のときにご説明させていただきます。

6ページ目をお開きください。育児教室のご説明に入ります。育児教室は、エンジェル教室とかるがも教室という2つの教室をやっております、一定の年齢や月齢で区切らせていただいて、対象者を対象を募集し、実施している、育児の知識や遊び、親同士の交流などをプログラムして実施している事業になります。

その下、母親グループについてです。こちらは、1歳児の親のグループワークというのをやっております、こちらは、いやいや期を乗り切るためにどうしていくかという明確な目的とかテーマをあげて、実施しているグループです。

育児不安親支援事業につきましては、先ほどちょっと説明をさせていただきました。こちら24年度まで、こちらのゆりかごのほうで実施していたものを、25年度から直営のほうで実施しております関係で、こちらのほうになっております。来年度からは総合相談のほうで掲載を予定しております。

次は、お母さんグループにつきましては、こちらは、悩みのあるお母さんを中心に2つのグループを設けて実施しております。

その下、講座になります。講座につきましては、こちらに書いてあるものをさまざま

実施しております。このママさんティーチャーミニ講座というものは、ひろばを利用しているお母様が講師になって実施する講座で、今までも名札づくりやベビーマッサージ、あと空手ビクスなど、ご自身のそういった特技のある方が、ご自身から言っていて、講師をしていただいているようなものでございます。

続きまして、自主グループ支援になります。こちらは多胎児の会でさくらんぼクラブというものと、あと発達障害をお持ちのお子さんのお母様の集まりであるひまわりママの会というのをゆりかごのほうでサポートをしております。

続きまして、地域連携については、こちら書いてあるとおりになりますので、ごらんいただければと思います。

8ページ目に進みます。こちらがファミリー・サポート・センター事業です。ファミリー・サポート・センター事業についてはご存じの方も多いと思いますが、お手伝いしてほしい方とお手伝いしたい方それぞれに会員になっていただいて、その方たちをつなぐ事業でございます。それぞれの会員様につきましては、数がこちら出ておりますので、ごらんいただければと思います。

活動内容としましては今、保育所、幼稚園の送迎というのが以前、多かったんですが、今は送迎プラス預かりといった形の形態が増えているという状況になっています。ファミリー・サポート・センターでは、そういった支援と同様に、会員に対する講習会等も実施しております。

では、9ページのほうに進みます。こちらは要保護児童対策地域協議会でございます。こちらの協議会は、児童虐待や養育困難、非行に関することなど、継続的に支援が必要な児童について、関係者のネットワークで支援するものでございます。こちらに関しましても、支援の輪をつくり、子どもを虐待から守りましょうというパンフレットをテーブルに置かせていただいていると思いますが、こちらに詳しく載っておりますので、ごらんいただければと思います。

各組織の代表が集まります代表者会議というものが年1回、実務的な役割を担う職員が出席しています実務者会議というのが年4回、あとケース検討会議といまして、個別に直接、市民の方に対応している担当者が集まるものがありまして、こちらは随時実施しております。また、年1回、各機関に所属します職員さんたちの一人一人が構成員という形になりますので、児童虐待に対する知識や意識を高めるために研修会も開催しております。その他、関係機関等の会議がこちらのページには載っておりま

す。

10ページ目になります。こちらは運営協議会の開催状況という形で載っておりますので、ご参照ください。

続きまして、資料5のほうに入ります。平成26年度小金井市子ども家庭支援センター事業計画についてになります。こちらの資料も前回、5月のときと同様のものとなっております。本年度ももう10月末ですので、半分が過ぎておりますが、こちらの計画に沿って、本年度の事業が実施されているところです。大体が、先ほど24年度実績報告で事業の説明をさせていただいたものと合っているような形で載っております。

申しわけありません。1点、誤字がございました。2ページ目、地域組織化事業の子育て支援事業、ひろば事業の事業内容欄でございます。遊びのプログラムの記述についてなんですが、こちらが「月3回」となっているんですけども、これが「年3回」の間違いでありました。訂正し、おわび申し上げます。

ひろばでは、こちらの遊びのプログラムにつきましては年々、回数を減らしてきていたところなんです。ひろばにも、たくさんの保護者がおりまして、ボランティアさんなどがいろいろなイベントを開催していただいていることから、ひろばでは、ゆっくり過ごしていただいて、お話ができる時間をとっていただくという形で、回数を減らしておりました。先ほど、実績の中でお話しできなかったひろば事業について、こちらでもご説明していきます。

お楽しみの時間というのが、その下にあるかと思いますが、こちらがボランティアさんが中心になって実施してくださる時間です。歌を歌っていただいたり、ペープサートみたいなものやっていたり、お子さんとお母さんが楽しむ時間をボランティアさんが中心になって実施して下さっているものがあります。

あと、土曜日に、お父さんと遊ぼうコーナーとして月1回、お父さんとお子さんが触れ合うことを進める場を設けております。この時間に来ると、お父さん同士が会えるよというようなものを設定しておりますので、今、お父さんのいらっしゃる率が土曜日は増えているというふうに聞いております。また、ひろば内では、子供服のリサイクルという形で、常時、ゆずりたい方の洋服を置いて、自由に持って行っていただけるような形をとっております。

戻ります。計画のほうですが、新しい部分についてのご説明をさせていただきたいと思っております。

同じ2ページ目です。要支援家庭サポート事業の乳幼児健診未受診者対策というものが新規であがっております。こちらについては、健康課の乳幼児健診未受診者に対する対応の整備が、子家センターとの連携の中で、できておりませんでしたので、本年度、こちらの整備を進めていくという話になっておりまして、現在、進めております。今年の5月に全国的に、居住実態を把握できない児童ということで調査が行われたことから、就学児童に関しても、不登校という問題とともに考えていかなければいけないということで、健康課と子家センターと学務課とで、今、検討準備に入っております。

次、5ページ目になります。こちらのほうに新規事業としましては、学童保育巡回訪問というのがございます。5月に、各児童館へ職員が2名体制で訪問させていただきました。要保護児童で支援しているお子さんについて、ふだんの様子などを情報共有してまいりました。顔を合わせることで、その後の連絡のしやすさにつながっておりまして、連携がスムーズになっているように感じています。

新しいものはこの2点になっております。

あとは前回、5月のときに、小平児童相談所の谷津所長のほうから、小平児童相談定例会というふうが一番上にあるんですけども、こちらが定例会というものではなく、児童相談所が主催する要保護児童の台帳進行管理の会への出席なので、ちょっとこの表現はかえたほうがいいんじゃないかというふうなご指摘をいただいておりましたが、今回は26年度計画で4月にあげたものですので、こちらは訂正せずに来年度かえる形で、そのまま載せておりますので、よろしく願いいたします。

26年度の上半期実績の報告について、資料6のほうと、進んでいきます。こちらの26年度の計画の星印がついているところの報告を今回させていただく予定でおります。全部の報告、26年度、まだ数があがっていないという関係もありまして、抜粋した形でご報告させていただきます。

まず、総合相談になります。こちらは、25年度から数が急増しているのが現状です。実件数を見ていただくと、23年度は1,024件、24年度が602件、25年度が468件というように、ちょっと数が減っているように見えるんですが、延べ件数も見ていただくと、23年度が2,945件、24年度が2,662件、25年度が2,923件、そして今年度の上半期が1,937件という形で、これを掛けるにさせていただくと、大体年間のおよそだというふうに推定ができるかと思うんですが、数が増えている状況になっております。

延べ件数の養護相談、児童虐待相談と養育困難相談、見ていただくと、数が24年度か

ら25年度に比べて、かなり増えているのが、おわかりかと思えます。また、障害相談というところも、数が増えております。その流れから、26年度の上半期の虐待相談が761件、養育困難相談は700件と、昨年度を上回るペースで今、経過をしております。25年度の児童虐待の相談が実件数65件から139件に増えておりますが、こちらに関しましては、平成25年8月に子ども虐待の手引きというものが改定になりまして、児童虐待の受理の考え方というのが変更がありました。そちらの影響も若干あるかと思っております。今まで、虐待されていた児童のみが対象となっていたんですけれども、改定後からは、虐待されていた児童のきょうだいも、虐待を見ていた心理的虐待だというふうに扱うということになりまして、きょうだいも数としてあがるようになりましたので、若干増えていると思えます。ただ、養育困難の相談も増えていますので、全体的に相談数が純増という形で増えているというのが言えると思えます。

育成相談ですけれども、平成24年度まで、ひろばで相談を受けておりまして、その関係から、数が減ってきているようにこの表だと見えるかと思えます。本年度の上半期につきましては、延べ件数で266件ありまして、既に昨年度の延べ件数253件を上回っているような状況で来ておりまして、育成相談も徐々に増えつつあるかなというふうな流れになってきております。

総合相談年齢別のほうの下の②の表に移ります。こちらは延べ件数で出させていただいております。件数が増えております。数としては全体的に多いんですけれども、26年度の傾向としましては、就学児童の相談が増加しております。7歳から12歳と13歳から15歳、この枠の数が増加しております。具体的には、非行の関係のご相談と、家族不和などの影響による相談というものが、今年は目立っているような印象を受けております。

2ページ目に進みます。虐待種別についてです。虐待種別につきましては表のとおりでございます。こちらは実件数であげておりますが、通告内容としましては、泣き声とともに、たたいている音がするなどといった身体的虐待を想定させるものが、今、連絡としては多くなっております。ただ、調査の結果、非該当という形もありますので、非該当も、去年と比べると、数としては多くなっている傾向があるかなと思えます。

通告に関しましては、③-2の表にしています。年々、近隣・知人が多く通告のほうをしていただいております。今年も変わりなく、多く推移しております。昨年までは、保育所や学校といった関係機関からの連絡が、通告もとして数もあがっていたんですが、本年度は、虐待としての通告は少なくなっております。ただ、養育困難の連絡は結

構ありますので、学校と保育園は、虐待通告というか、養育困難のお子さんに関しての連絡をいただいているかと思います。やはり近隣や知人の通告が増えてきているというのは、市民の方の虐待に関する関心の高さがうかがえるように思っております。

次に、④専門相談になります。こちらが、発達相談のほうが平成25年度の10月に児童発達支援センターきらりという施設が開設されて、その関係で、26年度は実施しておりません。助産師相談というものも、ひろばの事業内で、助産師の講座の中で相談が可能ということと、あと、同じ保健センター内の健康課という部署でも、助産師の相談を月に2回実施している関係から、こちらの相談も終了となっております。こころの相談のみ実施しておりまして、こちらの相談利用者は希望も多いことから、26年度、回数を今まで年12回やっていたものを20回に増やして現在、対応しております。

続きまして、ひろばについてです。3ページをごらんください。ひろばでの相談については、記載のとおりになっております。ひろばの利用人数でございます。こちらは、26年度総合計で見ますと、若干、伸びが少ない傾向が見られているんですけども、エンジェル教室、先ほど育児教室のご説明をさせていただいたかと思うんですが、そちらの利用の希望者が、4月から9月まで、いつもだと定員ぎりぎりまで希望が多かったんですが、今年の4月から9月は、なぜか30人定員のところ十数組という形の希望しかなく、経過しておりました。健康課のほうの乳幼児健診で、いつもパンフレットを配布していただいているのと、口頭でアナウンスをしていただいていたようなんですが、今年の4月に人がかわったことで、エンジェル教室の口頭のアナウンスをしていなかったということが伝わってきまして、10月からしますといった関係で、10月からは今までどおりの30組定員に近い募集があったということで、健康課との事業の連携の部分で、少し人数が減っていたかなというところもあるかと思えます。

こちらの表を見ていただくと、0歳児と1歳児の利用の人数が、どちらかというところ、全体的に少なく見られますので、そういった教室の利用というの、ちょっと関係があるかなと見ております。

あと、3番のファミリー・サポート・センター事業に関しましては、協力会員、依頼会員ともに今、増加をしております。

あと要保護児童対策地域協議会の実績です。下半期も実務者会議、研修会を予定しております。今現在、実施しているのは、こちらの回数になります。今年は、要保護児童として対応していたご家庭が、第二子、第三子の出産が多く、ケース検討会議がかな

り頻繁に行われておりまして、今こういった数になっています。

以上、事務局からの説明と報告を終わりたいと思います。

○馬場会長 ありがとうございます。事務局からの説明が終わりましたので、次に協議に入りますけれども、先に、今ご説明いただいた内容等でご質問あるいはご意見ありましたら、いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○古源副会長 先ほどちょっと私、きちんと聞いてたかわからないんですけども、雲柱社さんのほうの勤務体制は、非常勤含め3名ということで、よろしいですか。

○事務局 私、マネジャーの正規の職員と、もう一人、正規の常勤の職員がおります。あと残り2名が非常勤の計4名になります。

○古源副会長 わかりました。それで、前期から、ゆりかごでの活動を見せていただきますと、少し内容的に減っているものがあるんじゃないかと思うんですね。例えばカフェとかそういったものが。そういったあたりで、それが、人員が減っていることによるのか。それとも方針として。先ほど、ゆっくり遊ばせたいというようなご意見もあったかと思うんですけども、そういったあたりをご説明いただければと思います。

○事務局 たしかに正規職員が1名、今年度から減りました。ゆっくり私たちがひろばに出る、今までの事業をこなしていくというのは、前回のこの運営協議会でもご意見いただきましたけれども、職員が忙しそうとか、ばたばたしている、声がかげづらいというのを実際に身近に皆さんからご意見として聞いています。

私たちが原点に立ち返るときに、ひろばを第一に考えていくと、事業に追われて、ひろばに誰も職員が出ていないというのは、これでは私たちは何のためにいるんだろうというところで、いっぱい話をしてきました。で、ほかのところでやっている例えば身長、体重の計測も、今までやっていたんですが、健康課さんでも週2回やっていますので、何かほかにかわれるものとはという形で、少し事業の見直しというか、減らしていったという状況はございます。

○古源副会長 ありがとうございます。

○馬場会長 いかがでしょうか。皆さんそれぞれのお立場で、子ども家庭支援センターを利用されたり、子どもさん、親御さんとかかわっていらっしゃると思いますので、そういったご自身の立場からの質問もしていただいたらと思います。どうぞ。

○壽原委員 資料4の4ページの(2)養育支援訪問事業、それから資料5の2ページに年間計画が載っているんですけども、これと通常の総合相談で、ちょっと心配だというご家庭、

お子さんについての相談件数の関係というかな。これ特定のお子さん、ご家庭を養育支援必要というふうに認定して、いろんな取り組みをするという意味の事業なんですか。

○事務局 笠井です。今、ご質問がありました養育支援訪問事業というのは、総合相談の中で、おっしゃっていただいたとおりに、実質的なサポートが必要だ。あとは継続的に相談していったほうがいいご家庭だというふうに相手側も思われて、こちら側も思う方を、こういった訪問事業にのせて、支援をさせていただいているというものになります。

○壽原委員 ということは、こちらが一方的でなくて、双方、市民のご家庭の方のほうもニーズがあると明確に周知した場合の事業ですね、これは。

○事務局 はい。養育支援訪問事業に関しましては、そうです。

○壽原委員 もう一つ関連して、要対協、要保護児童対策地域協議会ですか、これは児童福祉法で規定されているんだと思うんですけども、その中に要支援・要保護という考え方がある。それから途中で法改正があって、特定妊婦というのが加わって、要対協でフォロー、支援を特に重点的にやるのは、この3つのご家庭というか、ケースですよということなんですけれども、なかなか難しいと思うんですけども、要保護というのは今もまさに不適切な養育環境に置かれている子どもだよということだと思うんですね。要支援というのは、このまま放っておくと、サポートしないと、ちょっと危ないよという意味。特定妊婦というのは、若年とかの望まぬ出産をいう、その3つのカテゴリーというか、あると思うんですけども、その辺の押さえ方というか、子家センのほうで。ただ、特定妊婦なんかについては母子保健法と連携しないと、掌握しにくいと思うんですけども、その辺の掌握の仕方なり認定の仕方というのは、どんなふうに行っているか、教えてください。

○事務局 笠井です。特定妊婦に関しましては、今、壽原委員のほうからご発言があったように、健康課との連携の中でかかわっていくということが多いです。あとは今、直接的に病院からも連絡をいただくことが増えておりまして、妊娠中に心配のあるお母様については、病院から連絡を受け、病院からの連絡というのは、ある程度、判断が入っていると、こちらでも考えておりますので、特定妊婦として扱わせていただいていることが多いです。

要保護児童と要支援児童に関しましては、今、東京ルールという児童相談所とのルールが整備されまして一定の基準をもって対応するというので、リスクアセスメントシートというものと、安全確認チェックリストというのがございます。そちらのリスクを

当てはめて見ていけるのが、一番理想的なんですけれども、今現在、そちらを全ての方に活用しながら、この人は要保護、要支援だというふうに分けているような状況では、実はないんです。

ただ、そのリスクアセスメントを参考にしながら、虐待の通告や、明らかにあざがあるとか、あと、子どもがおうちに帰りたくないといっているといった児童について、今、使い始めているというような状況になっています。

ただ、継続的に支援するお子さんに関しては、要保護、要支援、先ほど壽原委員のほうでご説明があったように、何らかの介入をしないといけない方を要保護、これから予防的にかかわらないと、問題が発生しやすいだろうということを要支援という形で、言葉の概要だけで申しわけないですが、それだけでご家庭を判断して、支援をして、虐待のリスクが高いかと、そうでないのか。ただ環境的に、問題が発生している方というところのサービスを入れれば対応できるような方というのを分けてはいますが、明確な基準というのではなく、今、リスクアセスメントシートというのが入ってきたので、そちらを今後、活用していきたいというような形で進めていっているような現状です。

以上です。

○森委員 住所のところに子どもがいないという問題が、全国的にもとても見られて、新聞紙上で小金井市も数が出されましたよね。そのことのその後というんでしょうか、その内容も詳しく知らせていただけたら、うれしいです。

○事務局 全国的に5月に通知がありました。5月1日付で、小金井市の住民票のある方で、姿を見たことがない方に関する調査というのが、全国的にされたんですけれども、小金井市は5月1日時点で14名の児童が数としてあがっておりました。それは、いろんな健診の機関も、学務課も全部含めての数という形になっておりまして、小金井の場合は、健診の中で、健診受診期間であるんですが、まだ見えてなくて、姿を見られてませんという方も、数にあげていたんです。あげてもいいということになっていたんで、あがっていたんですけれども。ですので、14名中9名が、健康課のほうで携わっている方なんです。あとの残りの方が、手当のほうから出ていた方で、手当の手紙を送ったんですけれども、いませんということで、返ってきてしまった方。

○森委員 子ども手当のことですよね。

○事務局 そうです。を対象にあがっておりました。一応、手当のほうで把握していた方に関しましては、外国の親御さんだったりしまして、情報としては外国に行っていらっしゃる

というお話もありましたので、こちらで入国管理局のほうに照会をかけて、日本にいるのか、いないのかというものも調べさせていただきました。健康課であがってきた9名に関しましては、夕方の時間に訪問させていただいて、全員に会うことができました、全員把握、現認という形がとれました。そちらの外国人の親御さんを持つ方も、皆さん、結果的には出国をされていて、日本にいらっしゃらないということの確認がとれまして、14名なんですけど、そのうちの2名は、うちのケースで、ばたばた、ほんとにわからなくなりました。動いていたときだったので、あげていたんですが、その方たちは1カ月以内に現認ができていたので、2名は別なんですけれども、その方たちも全部含めて14名、結果的には全員、姿が見れたり、外国に出国しているということが確認できております。

○森委員　　すみません。その経過が今後どんなふうな形で総括されて、何か方針になったりとかはありますか。

○事務局　　おそらく今後も新たに発生というのは、あると考えているんですね。なので、今現在、どのタイミングで、いない方を実態がないというふうにしていくかということの定義と、どこまでが担当課で連絡をしたり、訪問したり、対応していただいて、最終的に子ども家庭支援センターにつないで、子ども家庭支援センターが探していくかというところの整理を今しているところなんです。

学校の不登校の対応も、学校によって違いますので、何カ月姿を見ていないと、現認できていないというか、子どもの確認ができていないというのも、今ちょっと一定の基準がないです。そういった基準を学務課とも話しながら、ちょっと整理ができたということ、進めていくところになっています。

○森委員　　ありがとうございます。

○壽原委員　　今の森さんのあれに関連して、一般的には、3歳児健診ぐらいまでは母子保健領域が中心になって、把握ができると思うんですね。それから、あとは保育園、幼稚園でつながってきて、そこから就学ということなんですけれども、さっき外国籍の方で、所属がないって。あまりいないとは思いますが、そうはいつでも、幼稚園も行かない。保育園も行かないというお子さんの把握は、結構悩ましいのかなという。

いずれにしても、私が言いたいのは、ここの計画の中の2ページの新規で乳幼児健診未受診者対策というときのコメントで、就学児への対応も検討中であるということなんですけれども、私の持論なんだけれども、やっぱり縦割りの弱さって、すごくあって、

教育、保健と福祉の関係で、急いで壁を乗り越えて、ルールをつくるべきだと思うんで、これ、子家センターだけが頑張っても、できることじゃないと思うんです。全庁的に教育、保健領域とも、言葉としての連携じゃなくて、具体的に連携しないとあれかなということと、あと、学校の不登校のあれも、これは教育委員会のほうでルールがあるのか、ないのか知りませんが、結構、誰も見ていないみたい怖い話が、どこでもあるみたいなんで、縦割りの弊害を克服して、体制を整えていただきたいなと思います。要望です。

○事務局 ありがとうございます。

○馬場会長 いかがでしょうか、ほか。今、話題になっていた内容と関連させて、あるいは、それ以外のものも結構かと思いますが。

○高木委員 先ほども話にあがりましたが、ゆりかごのスタッフさんが1名減ったことで、とてもお忙しそうで、激務をこなされているなと感じるのですが、正規職員の方、非常勤の方、それぞれ何名ずつといますか、職務形態、時間や日数などは週でどのぐらいなのかと、このを具体的に、非常勤の方はどのぐらい出られているのかというのが、ちょっと気になったので、伺わせてください。

○事務局 ゆりかごの松藤です。正規職員は火曜日から土曜日の5日、勤務いたします。非常勤職員は2名おりますけれども、2人とも時間数は違いまして、1人は月に18日勤務をしております。1名は14から16日という形で、契約をさせていただいておりますので、その日数で勤務に入ります。

○馬場会長 よろしいでしょうか。

○高木委員 はい、ありがとうございます。

○森委員 妊婦さん、先ほどの壽原さんのお話の中に出てきましたけれども、病院から連絡の入る妊婦さんの、要支援というのか。その辺のところって、具体的にはなかなか私たちはふだんの中では、わからないんですけども、身近には、妊娠はしたけれども、出産まで、それこそ病院に1回しか行かないとか、お金がかかりすぎるからというふうな話を実際に聞くんですけども、どういう中身なのか、もうちょっと教えていただけると。

○事務局 笠井です。特定妊婦に関しましては、今ご質問があった内容だと、妊婦さんはいるけれども、実際、健診を受けているかどうかというのは、はたからはわからないということもあると思うんですが、それは私たちも一緒に、病院から連絡が入るといのは、病院で健診を受けているので、連絡が入ってきているケースがほとんどですので、受診し

ているということはわかるんです。あとはもう、関係機関の方からの情報提供もありまして、上のお子さんが保育園とか幼稚園に行かれています。話を聞くと、どうやら健診に行っていないようだというような連絡をいただいて、つなげていただいて、お話をし、連れていくという場合もあれば、あとは、妊娠届だけは出すという方もいらっしゃるんですよ。なので、母子手帳だけはもらうけれども、健診には行っていないという方もいらっしゃるの、その辺は健康課のほうで把握をしていて、そういう連絡が保育園とか幼稚園から、ちょっと心配だという連絡をいただくと、健康課のほうに妊娠届が出ているかという確認をさせていただいて、妊娠届が出ていれば、母子手帳を持っているので、受診はしているんじゃないかというふうに話をするんですけども、ただ、言い方が悪いんですが、妊娠を内緒にしたいと、事実を隠す親御さんの中にはいらして、行ってなくても、行っていますというようなお話をする方もいらっしゃるの、そこはもうワーカーが会って、話を聞きながら、どうなっていますかというのを聞く中で、何回かお会いする中で、実は行っていないんですというような発言がえられる方もいらっしゃるの、今のシステムの中で見つけていくというのは、これからきちっと整備をして、14回の妊婦健診の補助が実際出ていますので、14回の補助の中で、受けているか、受けていないかというのは、リアルタイムで戻ってこない。行政なので、どうしても病院で受診を受けた後、その精算するために2カ月おくれぐらいで、健康課のほうに結果が戻ってくるみたいなんですけれども、それを逐一調べていくような形でないと、おそらく健診を受けている、受けていないというのはわからないというような状況にはありますが、今の段階では、そこまで細かく見られていないのが現状で、今後は要検討課題におおそくなっていくのかなというふうには思っています。

○森委員　　すみません。私の質問は、特定妊婦というものの定義をちょっと聞かせていただき…。でも、今の話もとても問題かなとは思っております。

○事務局　　特定妊婦は、すみません。私の記憶で申しわけないですけども、今おっしゃっていただいたように、妊婦健診を全く受けていない方だったり、あとは、妊娠当初から望んでいない妊娠をされている方、あと、もともとお母さんに精神的な疾患がられる方ですね。あと若年の妊婦さん、20歳未満の妊娠の方、あとはきょうだいに対しての虐待を既にされていた妊婦さんという形のものがあると思います。

○事務局　　補足いたします。そのような理由で、お子さんが生まれる前に、妊娠期から関係機関と連携を持って、支援をしていく必要があるという妊婦のことを指すというふうに定義

しております。

○馬場会長　　すみません。私も発言させていただいてよろしいのでしょうか。特定妊婦のこの関連で、たまたま私が、自主ゼミといいまして、学生と一緒に何か児童福祉の関係のことを勉強していこうというふうなゼミをやっている、本年度は、若い10代で子どもを産んだお母さんの子育て支援って、どうなっているんだろうというふうなことを調べたいといった4年生の学生がいて、じゃ、今年はそれでやっていこうといったんですね。

ところが、そのやりたいといった女子学生さん、4年生で就職活動だなんだって、とても忙しくて、1年生で入ってきた、まだ福祉とか子育てというのが、あまりよくわからない段階の学生たちが、それを引き継いで、じゃ、調べてみようということで、近隣でもありますので、こちらにもお邪魔したり、いろんなところに、近いところで行って、聞かせていただいたんですが、いわゆる若齢妊婦の方というのは、そんなにいないよというお話を聞いて、戻ってきたんですね。

でも、私が見聞きしている、例えばスクールソーシャルワーカー、養護教諭の先生、あるいは都心の23区内の地域であると、わりとよく話を聞くことがあって、そういう面では、ほんとにないんだろうか。把握できてないんだろうか。どうなんだろうというふうなことを思ったりして、そういうふうな話題なんかも学生としたりもしていたので、今のシステムの中で見つけるのが困難というお話も出ていたと思うんですけども、それがきちんと把握して、支援に向けていけるというのがあるといいなと思いながら、今聞かせていただきました。

皆さん、ご質問だけでなく、何か感想とかというのも含めながら、話の交換などもできたらいいかなと思います。

○諸澤委員　　いろんな相談が家庭支援センターのほうに寄せられると思うんですけども、その完了というものは、特に児童虐待相談とかは、何をもちて完了とするのか。また、完了件数というのをこういったデータに載せることというのは、可能かどうかをお聞きしたいです。

○事務局　　子ども家庭支援センターの笠井です。完了につきましては、相談については、相談の主訴というものがありますので、主訴、こういうことで困っていますという訴えがあって、相談へとつながっていくんですけども、子ども家庭支援センターの場合は、市民の方が困って相談してくださる場合と、関係機関の方が困って相談してきてくださる場

合があるんですが、どちらも、困り事の主訴というのがあるんです。そういった主訴が一応、解消なり軽減したという時点で、一旦終了という形をこちらではとらせていただくんですけども、それを決めるのも、会議を持って、今こんな状況になっていて、落ちついているので、一旦終了にしましょうというような形をとらせていただいています。

ただ、終了の数というのは、ごめんなさい、今ちょっと即答はできないんですけども。この表に載せられるかどうか、数が、虐待については終結というものをカウントしているんです、細かく。ただ、それ以外の相談の終結を細かく出しているかという、今ぱっと出てこないの、そうすると、この表に載せられるかどうかというのを検討していきたいと思います。

○諸澤委員 完了というのがわからないと、追っていけないじゃないですか。だから、もし、そこで把握されているんだったら、載せなくてもいいんですけども。そこが追っていているのであれば、安心なんです。

○黒木委員 今、虐待のお話が出たので、お伺いします。おうちの中で、そういう行為がされているとあって、外の方は把握できないことじゃないですか。どこまでが虐待で、しつけだって言われたら、それで終わりだと思うんですけども、そういった場合には、相談する場所とか、たくさんあるのかなとか。何か声とか、泣き声を聞いただけで通報してもいいのかなとかというのがありますよね。

○事務局 笠井です。先ほど資料6の2ページ目に、虐待通告別というのがあるんですけども、これが、虐待を疑った場合でも、今は連絡をしてくださいというふうな形でうたっているんです。確実に虐待じゃなくても、虐待じゃないかと心配がある場合でも、連絡をしてくださいというふうに周知をしていますので、虐待でないとも通告ができないというものではなくてきています。

連絡をいただくと、こちらの職員が必ずそのおうちに行って、泣き声というのは、虐待だけでなく、嫌で泣いているお子さんもいますし、逆にお母さんがどう対応していいかわからないという中で泣いているお子さんもいらっしゃると思いますので、その状況の確認をこちらの職員がしに行き、親御さんと話をする中で、ちょっと手がかかるお子さんなんですということ、育児相談のほうに結びつけさせていただいたり、逆に、手が出てしまっているというのであれば、何で手が出ちゃうんでしょうねというところで、育児の大変さだったり、あとサポートの少なさだったり、そういったところと一緒に考えながらやっているような状況ですので、虐待かどうかわからなくても連絡をいた

だいて、こちらがその虐待かどうかを調査するというような形を今現在はとっている状況なんです。

○黒木委員 明らかにというのは、見た目でわかれば、それはもうあれですけども、見えない部分があるので、どこまでがというのが難しいところです。ありがとうございます。

○馬場会長 私も、大学教員の立場から、児童福祉のことで学生に言うときには、判断をするのは児童相談所や子ども家庭支援センターだからね。学校の先生とか一般の方というのは、疑ったら通報しないといけないという義務があるんですよというふうなことをよく伝えて……。学校の先生とか、そういう方たちにもお伝えすることが、よくあります。わからないから、とりあえず見守っておこうというスタンスの学校、まだまだあって、見守っておこうということで、何か大事故になっちゃったというのは、よく新聞でも聞きますよね。

反対に私個人が、それこそよく歩く道で、しょっちゅう怒鳴り声が聞こえるというんで、これは一般市民としてでも、通報しなきゃいけないんだろうかというようなことを思って、その地区担当の、たまたまワーカーさんとかスクールソーシャルワーカーさんとかを知っていたので、聞いてみたら、実はその家庭は既に支援が入っている家庭ですよって。でも、支援が入っているからといって、すぐにものが解決するというわけではないから、継続しているんですよということが入ったり、あるいは、学生からでしたら、家庭教師のバイトをしているんだけど、子どもが親からどうのこうのということを訴える。で、どうしたもんだらうかというふうなことを私に言われまして、私のほうから、住所もわかっていたので、児童相談所のほうにあげさせていただいて、連絡とらせていただいて、その後、ちゃんと訪問にも行っていただいて、確認して、その後の連絡いただいたというふうなこともありましたので、そういうのは、みんなでやっていくことで未然に防げたりとか、子育ての支援がより深まっていったりするのかなと思ったりもしています。

○森委員 今の馬場先生のおっしゃること、すごく大事だと思うんです。民生委員さんの役割って、ものすごく大きくて、自分の住んでいるところのすぐそばには必ず札がありますよね、ほんとに近くに。やっぱりそういう方に、気になったら、自分の耳だけでなく、私も近くには結構いたんですよ。それで、夫にも一緒に、今の悲鳴とか、お母さんとのやりとり聞いてみて。あれは気にしなきゃならないよね。異常だよねというふうに通に認識して、それで、地区の方に民生委員さんのところに出向いていったりとかという

ふうなことは意外とあるんですよ。

先ほどおっしゃったように、判断するのは市民ではないというところは、きちんとしていないと、その方のいろいろなところを傷つけることにもなりますし、一気にほんとに改善って、なかなか難しいし。でも、うっかり学校なんかでも、かなり問題を抱えたお子さんが、どこかの別のまちに引っ越していったのよというのをうれしそうに、よかったわという声なんか聞くのは、ほんとに切なくて。そういうお子さんだからこそ、知った顔のまちの中で、ずうっと育ててほしいなというふうに思うんですよ。かかわった子たちが、そんな形で元気にすれ違ったりすると、ほっとするんですよ。意外と、心配な子たちが遠くに行ってしまうと、その後どうかなとか、外国に行った人もいましたし。そういうのは、自分の手もとから離れたから楽というんじゃないで、関係者はみんな、そういうのを心してルールをつくっていかないと、だめなんじゃないかなと思います。

すみません。長くなりましたけど。

○壽原委員 関連あるんですけども、今日、残念ながら欠席ですけども、児童発達支援センターから関係機関の委員として出席しているのは、すごくいいことだなと思うんですけども、例えばこの図だと、直接出てこないんですよ。所管はどこなんですか。

○事務局 すみません。笠井です。自立生活支援課という……。

○壽原委員 ここに持っているんだ。ごめんなさい。

○事務局 所管になっています。すみません。きらりというものをちゃんと入れておかないと、わかりづらいですね。

○壽原委員 それで、前期のときも私、申し上げたんですけども、他の自治体なんかで、私のちょっとお手伝いした経験からいうと、「のびのびこがねいっ子」の67ページに発達障害に関する相談、いろんな相談ですよ。就学のタイミングでの知的あるいは情緒等の支援級に通うことが適当であるのかという判定をするようなところとか、一般的な障害児の教育相談施設、それから、たまたま会長のいらっしゃる学芸大学にも、こういう相談が地元にありますよということで、充実しているんですけども、養育困難とか児童虐待と、特に発達障害、すごく難しい発達障害と、あるいはADHDなんかで、ほんとに親御さんが困っちゃって、いらいらして思わず手をあげる云々という事例って、一般よりかなり比率高いと私は思うんで、ぜひ、今までも連携されているんでしょうけれども、スタートして、もう1年ぐらいたったのかな。次回、児童発達支援センターのほうから、

こちらの子家センターとの関係を踏まえた何か、実績の報告とか、あるいは今後こういうふうにしたいというようなことの報告をぜひお聞きしたいなと思っております。

○事務局

子育て支援課長です。今、壽原委員からお話ありましたように、児童発達支援センターができた当初から、子ども家庭支援センターとの連携、つながりは強固にしていかなければならないという認識で、私たちも動いてまいりました。

きらりの運営協議会というのも、こちらと同じように持っておりますけれども、そちらの委員にセンター長も入れさせてくれということで、年に4回、出席をして、きらりの事業の状況などはセンター長が把握してきております。きらりのほうも、一定落ちついたということで、こちらのほうの委員にもご就任いただくということになっております。次回は、今ご提案ありましたように、きらりの事業の紹介とか施設の紹介について、ご紹介いただきたいと思っております。

以上です。

○古源副会長

総合相談の件数というこの中に、例えば普通の育児中のお母さんがお電話をしてきて、こんなことが心配なんですというようなことを相談するような件数も入っているのかということ伺いたいのと、それから、資料6の3ページ目のゆりかご相談の件数が減っておりますが、平成24年度までは、ひろばでも予約面談があったという理解でよろしいのかどうかということと、この随時の件数も減ってきておりますので、ほんとうに取り上げていただきたいということとかそういった重篤なことではなくての相談は、普通にお母さんがどう、ここにアプローチしたらいいのかということをお教えていただけたらと思っております。

○事務局

子家センターの笠井です。今の一般的な育児相談に関しましては、育成相談という欄が、育児やしつけについての相談ということで、カウントさせていただいている部分になりますので、こちらのほうに数が入っております。

ゆりかご相談というのは、ゆりかごの職員が相談を受けている数ということで、あげさせていただいているんですけども、例えばゆりかごのひろばの中で、話をしたいというふうな方が来た場合は、今、直営の職員のほうにすぐに引き継いでいただいて、ひろばに出向いてお話を聞いたり、ロビーのところでも聞いたりというような形で、ひろばの職員でない職員が、広場に来て、ご利用の方の相談も受けているという形をとらせていただいております。

26年度の資料6の実績を見させていただきますと、平成25年度は育成相談が253件、延べ数

ですみませんが、実数でもいいんですけれども、実数66の253件が年間の数だったんですが、今年度は、上半期で実績が85件の266件になっているんです。ですので、ゆりかごさんに来ている方は、市の職員の相談でやっていますので、職員さんの相談数は減っていますが、こちらの育成相談という中で対応しているというふうに見ていただければと思います。

○古源副会長 わかりました。そうしますと、このゆりかご相談の25年、26年のところのこの数字と重複するわけではないんですね。

○事務局 ないです。ここの中には入っていない数になります。

○古源副会長 わかりました。ありがとうございます。

○馬場会長 今のお話を伺っていても、そうなんです。例えばこのゆりかご相談のほうを電話相談をしますよということを表に向かって案内というのはなさっていらっしゃるのでしょうか。

○事務局 ゆりかご相談の中ではやっていないんですけれども、パンフレットの中に、相談やっていますということで、電話番号は載せています。

ここが、相談電話として扱わせていただいている部分なんですね。ゆりかごで今、電話相談というのは、25年度から相談部門を一括して、直営のところで作るという方針になりました。24年度までは、直営と委託と両方で相談を受けていたんですけれども、対応がスムーズにいかなかったり、一本化できていないことで両方が相談に乗っていて、うまくすり合わせができなかったりということが発生しまして、25年度に直営部門で相談を受けるといふふうに切りかわったので。

ですので、電話の相談もひろばの相談も、全体的に今、ゆりかごさんで対応していただいているのは減っていると。ただ、ひろばで毎日、お顔合わせてくださっていますので、その中で、ほんとにささいな相談というのは対応していただいていますので、こういう数としてはあがってくるという流れになります。

○馬場会長 ありがとうございます。電話相談って、いろんなところでいろんなものがあるので、利用される方としたら、どこを使ったらいいんだろうというのを迷われる方が、結構いらっしゃるんじゃないかなと思ってまして。それと同時に、かけたけれども、例えば非常に恥ずかしいと。私がやっているわけじゃないので、そういうこともないかもしれませんが、学芸大学でやっている例えば発達に関する相談も、あれは学校がある4月、7月、9月以降、夏休みはやっていないということを聞いています。夏休みだから困っ

ているという親御さんもいるだろうし、情報を聞いて、そこにかけてみたらいいんだと思ったら、実はその期間はやっていないとか、そういう細かい情報というのは、なかなか利用したいと思われる方につながっていなかったり。そういうことで、そのつもりはないのに、たらい回しされているような感覚に陥ってしまうというお母さん、お父さんもいらっしゃるのかなというようなことも、今このお話を伺いながら、ちょっと思いました。

○事務局 笠井です。そうですね。周知、連絡等は、ゆりかごとも相談しながら、いろいろ考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○森委員 関連なんですけれども、今のこのリーフレットの見開いたところの真ん中の建物図がありますよね。そのひろばの横の談話室あたりが、子育て相談の電話をとる場所ですか。

○事務局 電話は事務室にしかないです。なので……。

○森委員 これ、どういうふうに見れば……。

○事務局 今いる部屋が、トイレと書いてあるところの横並びになる、絵がかいてないところが突き当たりの部屋になるんですね。通路があって、直線的にひろばに来るといふ形の横に事務室というのが、L字の形であると思うんですけれども、ここが直営と委託が一緒というか、空間はちょっと分けられていますけれども、こちらに電話がありますので、こちらで電話相談を受けている状態になっています。

○森委員 例えばひろばに来ているお母さんが、ちょっと声かけたいのはスタッフかもしれませんが、スタッフに声かけられた悩み事は、簡単に済ませられる話はいいいとしても、ちょっと深刻だったりするのは、世話はしてもらえないけれども、しょっちゅう窓口から見ている隣の部屋の直営のほうに回してもらえるといふような形なんですよ？ ですから相談しかけた方も、安心して、どこか遠くのほうに連れていかれて、ここですよという感じじゃなくて、気軽にそちらのほうに回っている状況はあるんですよ？

○事務局 はい。あります。ひろばで直接、話をさせていただいたりしますし、ちょっと込み入った話になりますと、正面玄関で通路のところにソファーが幾つかありますので、親御さんが嫌でなければ、そこで話を聞いたり、あと赤ちゃんの部屋を廊下挟んで向い側に相談室というのがありますので、そちらのお部屋があいていれば、そちらに行って、お話を聞いたりしています。

○森委員 相談する方は、直営であろうと、そうじゃなかろうと、全然関係ないわけで、同じサービスをきちんと受けなければならないということは大事なことだと思うので、その辺

のところは、組織的にもきちんと確立していただくというのが、大事ななというふうには感じました。

○野崎委員　初めて子どもを持ったお母さんたちにこういったものが渡されるのは、どのタイミングなんでしょうか、リーフレットとか。母子手帳を受け取りに行ったときに、何かこういったヘルパーとかこういう支援はありますよというのが受け取れているのか。その辺がちょっと聞きたかったです。

○事務局　これと、「のびのびこがねいっ子」と育児支援ヘルパーについてののですが、妊娠届を出したときにもらう母子バッグの中に入れてさせていただいてございます。

○野崎委員　ショートステイも入ってますか。

○事務局　入れてないですね。この2つだと思います。3～4か月健診で、この保健センターに来ていただいたときに、パンフレットは配っていないんですけども、2階で健診をやって、1階にありますという宣伝を毎回、口頭で、健診の中ではしていますので、下に行っていたいただければわかりますみたいな、ちょっと説明をしていただいたりもしていません。

○野崎委員　欲しい方だけが受け取っていく形？

○事務局　今はそうですね。皆さんにお配りできたほうがいいかもしれませんが、「のびのびこがねいっ子」の中にも、ゆりかごのページが、子ども家庭支援センターのページがありまして、この冊子があると大体、小金井市内のサービスは網羅されているものになっているんですね。72ページに子ども家庭支援センターという形で載っておりますので。あえて、この冊子を全員に配っているというのは今、していない状況。こちらは母子手帳とともにもらえていますし、持っていない方は健診とかで、転入の方には「持っていますか」という質問とともに、持っていなければ、お渡ししたりというのは随時して下さってはいるみたいです。

○高木委員　健康課の所管だと思うんですけども、1か月たったときの自宅訪問、他にも何かいただいたような気がするんです。そのときにいただいていたような気がして、すみません、ちょっとあいまいな記憶なんで。

○事務局　ありがとうございます。笠井です。赤ちゃん訪問のときに助産師さんがこのパンフレットを持って行っていらっしゃると思います。確かにそうです。渡してくださっている。

○高木委員　家にそのパンフレットが、たしかありましたので。

- 事務局 すみません。こちらが把握をしていませんでした。赤ちゃん訪問のときに、言われてみれば、助産師さんが配っていらっしやいます。それで大丈夫でしょうか。
- 野崎委員 はい。
- 馬場会長 赤ちゃん訪問が全戸訪問は、何年か前から始まって、今、何年でしたっけ。もう大分になりますよね。
- 事務局 平成21年からだったと記憶しています。全戸を目指してスタートしたのが21年度という形だと思いますので。
- 馬場会長 今、小学生になっている方は、まだ経験されていないものが今、始まって、定着しつつあるという。
- 事務局 そうですね。5～6年やっていると思います。今までも、赤ちゃん訪問ではなく、新生児訪問を健康課のほうでもやっていたので、そのときにも訪問のときに、子ども家庭支援センターができてから、こういうところもありますよという周知の一環で、渡して下さってはいました。全戸訪問になってからは、サービスの紹介も含めてするという事なんで、ヘルパーサービスやショートステイなんかの紹介も、おそらく口頭でして下さって。パンフレットの中に、文章としては載っていますので、黄色とピンクのパンフレットを持っていってはいないと思うんですけども、口頭で、中にある説明はしているはずですよ。
- 壽原委員 ちょっと角度を変えて、資料4の養護相談のところの要保護児童数、虐待と、その他の相談を見ていくと、26年度のほうの資料6には、その数載っていないんですけども、この要保護児童に関する対応というのは、延べ活動回数といっても、電話でちょっと、1分で終わってしまうご案内みたいなのも、1件は1件だし、クレマー的な保護者、あるいは精神疾患を持っていて、なかなか対応が難しい親と1時間半対応したって1件なんでね。今、子家センの前に周知とかいろんなPR、どうやってますかみたいな話あったんですけども、認知度が上がれば上がるほど、いいことなんですけれども、スタッフはほんと大変だと思うんですよ。
- それで、次回、可能なら、家庭訪問とかアポで来所で相談室で相談しているとか、全件がそういうデータを欲しいということじゃないんですけども、感じとして、ワーカーの方々がどのぐらい大変かということの一端がわかるデータみたいなものがあるといいなことと、最後に質問ですけども、センター長なり課長にお聞きしたいんですけども、多分、一線のワーカーはオーバーワークだと思うんですけども、残業の

時間数までは聞きませんが、どんな感じなんだろうということ。市民に知られば知られるほど忙しくなっちゃって、税務事務かなんかで、人口何人いて、世帯数何軒だから、これだけ処理すれば、1日当たりで1人当たり何件処理できるからみたいな機械的な事務と違って、相談というのは、1件も、そのボリュームもさまざまだし、受け身なんで、こっちが枠を決めるわけにいかないという大変な仕事だと思うんですね。そういう意味で、おそらく一線の方々は大変だと思うので、その辺について、センター長なり課長なり、どうお考えになっているか、聞かせてください。

○事務局

子育て支援課長です。壽原委員おっしゃるように、ワーカーの仕事というのは多忙をきわめているという感想を持っています。特に23年度以降、その前とは大分変わってきております。23年度以降に関係機関から、通告、あるいは近隣からの通告というのは多くなってきているかなということと、それからまた、去年、今年ぐらいからですか、児童相談所の役割というのは後方支援というふうに明確にうたったということで、市町村の果たす役割というのが、より広くまとめられてきたかなと思っております。市町村で扱う案件というのも、前よりも重篤な案件を持ってきている。以前であれば、児童相談所が管轄していたようなものも、市町村で持っているという感想はあります。

そのため、先ほど来、出ておりますゆりかごでの相談というところで、ご利用者の皆さんの声もありますけれども、私どもとしては、25年度から相談体制を一本化して、直営部門のほうを手厚く職員体制は組んで、より情報を集中して、動きやすくしたというふうに考えています。

ワーカーはオーバーワークではないかというお話もいただきましたけれども、活動時間というのが、事務職のように10時、11時でも仕上げればいいというものではなく、相手と面談をしたり、交渉したりという仕事が主ですから、とにかく職員は昼間いない。みんな出払っているというような状況が多いです。それも、去年ぐらいから、よりそういう傾向が顕著かなという印象は持っておりますが、夕方、みんな帰ってきて、記録をつけたりというようなことをしています。多忙はきわめている。ただ、去年からちょっと体制を見直しておりますので、ひろばとも連携しながら、皆さんの支援に努めていると思っております。

○森委員

せっかくの場ですので。昨年もお話ししたと思うんですけども、子どもたちが、ひろばのような場所が、まちの中にたくさんあってほしいというふうな願いをしました。このリーフレットのひろば、これ、ここですよ。とてもすてきな空間に写っています

けれども、東と緑も見学させてもらったり、あと三鷹に見学させてもらったり、調布のほうにも行ってみますと、小金井はそういう意味では充実していないなと思いますので、ここの貫井北の国分寺の境まで、実際は来れないんですよね。向こうから来たいと思っても、足がなかつたりすると。

で、その近くの東と緑、でも、これは誰もが来て、自由、楽しく遊べる空間ではないというふうに私は正直、緑なんかは思いました。片面、全部ミラーで、子どもにはもううるさい映像が、自分が映りますし、何もかもが映るんで。ひろばを開いていないときには、そこでダンスのレッスンしたりとか、いろんなことに多目的に使われるというのは、もちろんいいんですけれども。ただ、声があるからつくったという感じに、どうしても見れて。あと、箱にどさっとおもちゃが突っ込んであって、担当者が1人いるというように感じて。東のほうもなかなか、建物が老朽化していますし、赤ちゃんがなめたりしても平気なような空間ではないのかなと思うので、ぜひ充実させてほしいというふうにほんとに切実に思います。

育児とっているお母さんたちが、すごくストレスがあつて、そういう身近なところがあれば、行って、悩み事を吐くだけでも、みんな同じねという気持ちだけでも共有できるような場が、今、急いで、ほんとに欲しいと思うんですけど、ぜひ今年もお願いします。

○事務局

子育て支援課長です。今ご意見ありましたように、前々から、もっと近い場所にひろばというお話はありましたけれども、小金井市のほうでは来年度から、全ての学童保育所で学童ひろばというのが開かれることになりました。学童保育所というのは市内9カ所ありますけれども、そこは子どもたちが午後から、学校から帰ってきますので、午前中を利用して、日時などは、まだ詳細把握しておりませんが、来年度から全ての学童保育所で、ひろば事業をやるという方向になっています。

お友達づくりのようなものでしたら、今の児童館もそうですけれども、地域の方が気軽に遊びに行ける場所というのは、できるのではないかなと考えております。

今、森委員からお話ありましたように、子ども家庭支援センターのゆりかごというのは、私たちも市の自慢とできるようなひろばであつて、スタッフが常駐して、良質な遊び、相談ができたり、学んだり、休めたりするような場所なのかなというのをスタッフが、少しずつ細部を固めながら、皆様のご意見をいただきながら積み上げてきたものと思っております。他のひろばはちょっとお話をしたいというようなときにはお声かけ

いただけるような場所。それから、近所でお友達同士遊びたいとか、そういうところにも良質なおもちゃとか、遊びの空間というのはできるはずですので、雨の日でも遊べるような公園というような形にできるんじゃないかなと考えております。

○高木委員 学童保育所を全て午前中、小学生たちが来るまでの時間にあけるといいますか。

○事務局 はい。

○高木委員 息子がゼロ歳のときに、うちは前原小と南小の学童が近かったので、週に多分、1回ずつ、火曜日と木曜日の午前中2時間、お昼の時間も含めて2時間ぐらいあけていらっしやったので、毎週、遊びには行かせてもらっていたんですけども、やはり子どもの、ゼロ歳だと昼寝もしますので、子どものお昼寝のタイミング、ご飯を食べるタイミングを考えると、ちょっと時間が短過ぎた気がするんですね。そこにどうしても合わせないといけない。子ども家庭支援センターのように朝の10時から夕方4時までという広い時間内だと、いつでも行けるという感覚もありますし、きょうだいがいらっしやる方も、お兄ちゃん、お姉ちゃんを連れて遊びに行けるという感覚があったと思うんですが、狭い時間の中で、どうしても行けなさいいけないとなると、1時半ぐらいまでだった気がするんですけども、結局行けなかったな、今日は。また来週だというふうに、曜日の設定も週に1回でしたので、できれば、なるべく長い時間、午前中いっぱいでも、あと週に何曜日と曜日を定めるのではなくて、できれば、職員の方、スタッフの方、お一人置いていただいて、長い時間、開設していただくと、ありがたいなと思いました。

○事務局 一番最初に私どもの係長のほうからお話しいたしましたけれども、今まさにそういったような子育て支援を充実していくような小金井市の計画をつくっているところです。そういうところでも、ひろばの充実について検討されていくものと考えています。

○諸澤委員 森委員と高木委員の意見につながるんですけども、子どもを持つ親としては、子どもを遊ばせる場が欲しいんですね。住宅事情もあるんですけども、うるさくしてもいい場、それから相談できる場、あと情報が交換できる、情報を得られる場というのが欲しいんですけども、特にゼロ歳から3歳児まで、入園するまでというのが、一番母親にとっては大変だと思うんですね。不安もありますし、子どもと接する、対面する時間が長いですから、それだけストレスもあるんですけども、先ほど、計画の中に考えているとおっしゃっていたんですが、ゼロ歳から3歳児までの母親とか子どもに対しての支援というのは主にこのゆりかごで、それ以上の子どもは学童というような考え、方針なんでしょうか、支援としては。

○事務局　　小金井市の子育て支援に関する計画というのは幅広いので、ゼロ歳から3歳まで、ゆりかごのみとか、そういったことではありません。先ほど来、出ている、こんにちは赤ちゃん事業、赤ちゃんを訪問する事業とか、それから妊婦の健診から、保育所、幼稚園、学校、学童、そういったもの全て含めた総合的な計画として考えています。

○諸澤委員　　そうすると、先ほど乳幼児の使える児童館の時間が、もう少し幅広ければいいという意見もあったんですけども、児童館とゆりかご、家庭支援センター、役割はまた別ですよね。なので、そこの乳幼児に対してとか、あと東側の子どもたちに対して、もっと支援というか、そういう場を提供するようにするというような意見とかお考えというのはあるのでしょうか。

○事務局　　今、計画をつくっている中で、子ども子育て会議というのを設置して、市民の方もお入りいただいて、まさに会議で計画続行中なんですけれども、策定について意見をいただいているところなんです。その中では、子ども家庭支援センターは遠いので、もう少しいろいろな場所に遊びに行ける場所がつかれないかというお話は、ここで出ているのと全く同じ意見が出ています。

そうしたところで、いきなり子ども家庭支援センターをもう一つというのにはなりませんので、ゆりかごも随分工夫しておりますし、出張ひろばもやっておりますし。それから児童館でも乳幼児のひろばがある。さらに学童保育所も使えないだろうかという動きが出てきたということです。

○諸澤委員　　わかりました。

○森委員　　けやき保育園が新しくなりましたよね。そこの3階が子育て支援事業の子育てひろばに計画を立てて、お部屋もつくって、物の配置も全部設計したと思うんです。ただ、動いてませんよね。お金がかかるからという一言だと思うんですけども、そういうところ、既にあるんだから、空き室にしないで、ぜひ動くような形でやってほしいと思います。よろしくお願いします。

○高木委員　　すみません。関連して、先ほど言い忘れてしまったんですけども、今お話にもあがったように、児童館なども午前中、乳幼児が遊べるように、週何回か開放しているところが多いと思うんですが、先ほど森委員がおっしゃっていたように、衛生面で、ゆりかごさんのような、毎日ちゃんとアルコール消毒をしているというような状態ではなく、箱の中に、誰がなめたかわからないようなおもちゃが片づけられているような状態で、職員の方に伺ったら、消毒はしていないということだったので、そういった面で、ゼロ

歳の子どもを抱えるお友達が、衛生面が気になるから行きたくないから、やめておくという話をすごくよく聞きました。

それで、一番負担がかかる時期に、そういった場所に足が遠のくのは、もったいないというか、子どものためにも、親御さんのためにも、よくないなと感じていて、児童館はこの課の管轄外だとは思いますが、学童のおもちゃも多分、消毒は、話を聞いたことがなかったので、ちょっとわからないんですけども、されているような感じではなかったんですね、プラレールとかいろいろおもちゃがあったんですが。なので、そういう衛生面も、ボランティアさんなどに協力していただいて、児童館の職員さんに協力していただいて、やっていっていただけると、もっと皆さん、足を運んでくれるのかなと思いました。

○馬場会長 ありがとうございました。時間も来ておりますので、これぐらいだと思いますが、よろしいでしょうか。皆さん、いろいろご意見をありがとうございました。

それでは、これもちまして、会議終了とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —